

地方公共団体情報システム機構における

個人番号カード関係事務に係る

令和5年度の業務の実績に関する評価

令和6年

内閣総理大臣

総務大臣

1-1-1	評価の概要	・・・p	1
1-1-2	総合評価	・・・p	2
1-1-3	項目別評価総括表	・・・p	3
1-1-4-1	項目別評価調書（業務の質の向上に関する事項）	・・・p	4
	項目別評価調書No. I-1 マイナンバーカードの発行及びマイナンバーカード関連システムの運営等	・・・p	4
	項目別評価調書No. I-2 次期のマイナンバーカード関連システムの構築等	・・・p	9
	項目別評価調書No. I-3 マイナンバーカード及び電子証明書の円滑な更新	・・・p	11
	項目別評価調書No. I-4 コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定	・・・p	14
	項目別評価調書No. I-5 公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供	・・・p	16
	項目別評価調書No. I-6 移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載	・・・p	19
	項目別評価調書No. I-7 国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用	・・・p	22
	項目別評価調書No. I-8 運転免許証とマイナンバーカードの一体化	・・・p	24
	項目別評価調書No. I-9 在留カードとマイナンバーカードの一体化	・・・p	25
	項目別評価調書No. I-10 住民の利便性の向上につながるアプリケーションの開発等	・・・p	26
	項目別評価調書No. I-11 次期マイナンバーカード仕様の設計の検討	・・・p	30
1-1-4-2	項目別評価調書（マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する事項）	・・・p	31
	項目別評価調書No. II-1 効率的・効果的な組織体制の構築	・・・p	31
	項目別評価調書No. II-2 システム関連経費・調達効率化・合理化	・・・p	34
	項目別評価調書No. II-3 働き方改革の推進による業務運営の効率化	・・・p	37
	項目別評価調書（その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項）	・・・p	39
	項目別評価調書No. III-1 人材の育成・確保	・・・p	39
	項目別評価調書No. III-2 適正な事務処理の確保	・・・p	42
	項目別評価調書No. III-3 個人情報保護	・・・p	44
	項目別評価調書No. III-4 情報セキュリティ対策	・・・p	46
	項目別評価調書No. III-5 情報公開・情報発信の充実・強化	・・・p	49

1-1-1 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	地方公共団体情報システム機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和5年度(第一期)
	中期目標期間	令和3年9月1日～令和8年3月31日

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣		内閣総理大臣	
法人所管部局	デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ	担当課、責任者	J-LIS 担当 参事官 内海 隆明
主務大臣		総務大臣	
法人所管部局	自治行政局	担当課、責任者	住民制度課 マイナンバー制度支援室 小牧 兼太郎

3. 評価の実施に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ・理事長から意見聴取を実施(令和6年7月29日) ・5名の有識者から意見聴取を実施(令和6年8月5日)

4. その他評価に関する重要事項
—

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体として概ね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		B	B			
評価に至った理由	<p>項目別評価は3項目がA、その他項目は全てBであり、また全体の評価を引き下げる事象もなかった。 したがって、デジタル庁・総務省が定める評価基準に基づき、各項目の点数をウェイトを用いて加重平均して算出した結果、「B」評価とした。</p> <p>【項目別評価の加重平均】 $\{A(4点) \times 3項目 \times 2(ウェイト) + B(3点) \times 9項目 \times 2(ウェイト) + B(3点) \times 7項目\} \div (12 \times 2(ウェイト) + 7) = 3.19$ ⇒加重平均に最も近い評価は「B」評価である。 ※ 算定に当たっては、評価ごとの点数を、「S」評価：5点、「A」評価：4点、「B」評価：3点、「C」評価：2点、「D」評価：1点とし、重点化の対象項目（項目別評価総括表参照）については加重を2倍としている。 ※ 2.5点以上3.5点未満：B</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	該当なし
その他特記事項	該当なし

1-1-3 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度		
I. 業務の質の向上に関する事項							
マイナンバーカードの発行及びマイナンバーカード関連システムの運営等	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重	B○重			I-1	
次期のマイナンバーカード関連システムの構築等	B○重	B○重	B○重			I-2	
マイナンバーカード及び電子証明書の円滑な更新	<u>A</u> ○重	<u>B</u> ○重	B○重			I-3	
コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定	<u>A</u> ○重	<u>B</u> ○重	B○重			I-4	
公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供	B○重	B○重	<u>A</u> ○重			I-5	
移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載	B○重	B○重	<u>A</u> ○重			I-6	
国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用	B○重	B○重	B○重			I-7	
運転免許証とマイナンバーカードの一体化	B○重	B○重	B○重			I-8	
在留カードとマイナンバーカードの一体化	B○重	B○重	B○重			I-9	
住民の利便性の向上につながるアプリケーションの開発等	B○重	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重			I-10	
次期マイナンバーカード仕様の設計の検討	B○重	B○重	B○重			I-11	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度		
II. マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する事項							
効率的・効果的な組織体制の構築	<u>A</u> 重	<u>A</u> 重	B重			II-1	
システム関連経費・調達効率化・合理化	B	B	B			II-2	
働き方改革の推進による業務運営の効率化	B	B	B			II-3	
III. その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項							
人材の育成・確保	B	B	B			III-1	
適正な事務処理の確保	B	B	B			III-2	
個人情報保護	B	B	B			III-3	
情報セキュリティ対策	A	B	B			III-4	
情報公開・情報発信の充実・強化	B	B	B			III-5	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。

1-1-4-1 年度評価 項目別評価調書（業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-1	マイナンバーカードの発行及びマイナンバーカード関連システムの運営等				
業務に関連する政策・施策	デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定。以下「重点計画」）		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」）第16条の2	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	82人	89人	100人		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価	評定		
					（詳細は、下記の主な業務実績及び令和5年度事業報告第3章三・四）	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。</p> <p><課題と対応> —</p>	評定	B	<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。
	○令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指し、想定される市区町村への毎月のカード発送数に基づき、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要な申請受付・発行体制の強化を図ること。	○令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指し、令和3年度中に、申請動向に応じて、1月当たり最大約480万枚のカードを市区町村へ発送できるよう、必要な申請受付・発行体制の強化を図る。	○政府においてマイナンバーカードの取得の徹底等を進めた上で、令和6年秋に、現在の健康保険証の廃止を目指すこととされたことを踏まえ、申請動向に応じて、1月当たり最大約480万枚のカードを市区町村へ発送できるよう、引き続き申請受付事業者及び発行事業	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・月単位での市区町村へのカード発送可能枚数。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月当たり最大約480万枚のカードを市区町村へ発送できる体制の確保が図られているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>[定量的指標の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月単位での市区町村へのカード発送可能枚数：最大約480万枚【計画：最大約480万枚】 	左記のとおり、設定された定量的指標を達成していることを評価。			

			者における人員の増強等、必要な体制を確保する。				
○マイナンバーカードの発行枚数の増加や電子証明書の更新件数の増加に対応するため、マイナンバーカード関連システムについて、必要な増強等を行う。	○マイナンバーカードの発行枚数の増加や電子証明書の更新件数の増加に対応するため、カード管理システム及び公的個人認証サービスシステム（以下「マイナンバーカード関連システム」という。）について、令和3年度中に、1日当たり最大約16万枚のマイナンバーカード及び電子証明書を発行できるよう増強を行う。			<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日単位でのマイナンバーカード及び電子証明書の発行可能枚数。 	<p><主要な業務実績></p> <p>[定量的指標の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日単位でのマイナンバーカード及び電子証明書の発行可能枚数：最大約16万枚【計画：最大約16万枚】 	左記のとおり、設定された定量的指標を達成していることを評価。	
○マイナンバーカード関連システムについて、国の支援の下、安全かつ安定的な運営を実施し、システム稼働率99.9%以上の確保を目指す	○マイナンバーカード関連システムについて、引き続き、運用管理体制やシステムの強化（電子証明書の有効性確認に用いるサーバの2セン	○マイナンバーカード関連システムについて、引き続き、システムの運用監視を通じた予防保守の強化及び訓練の継続的な実施によるレジ	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード関連システムのシステム稼働率 	<p><主要な業務実績></p> <p>[定量的指標の実績]</p> <p>令和5年度の各システムの稼働率は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カード管理システム：100%【計画：99.9%以上】 ・公的個人認証システム（窓口向けサービス）：100%【計画：99.9%以上】 ・公的個人認証システム（署名検証者向けサービス）：100%【計画：99.9%以上】 	左記のとおり、設定された定量的指標を達成するとともに、年度計画を着実に達成していることを評価。		

こと。	ター化等)等により、障害発生時に住民サービスに支障が生じないよう早期の復旧を図る等、安全かつ安定的な運営を実施するとともに、次期システムにおいて国の支援の下2センター化やクラウド技術の活用などアーキテクチャの抜本的な見直しを進めること等を通して、システム稼働率99.9%以上の確保を目指す。	リエンス(障害復旧力)の強化による運用管理体制の強化等により、障害発生時に住民サービスに支障が生じないよう早期の復旧を図る等、安全かつ安定的な運営を実施するとともに、次期システムにおいて国の支援の下2センター化やクラウド技術の活用などアーキテクチャの抜本的な見直しを進めること等を通して、システム稼働率99.9%以上の確保を目指す。		<p>[定量的指標以外の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード関連システムについて、データベースアクセス状況の確認やレスポンスタイムの解析などによる運用監視を通じた予防保守の強化や月1回を目途に復旧訓練を行うなど訓練の継続的な実施による障害発生時のレジリエンス(障害復旧力)の強化による運用管理体制の強化を行った。 特に、年始や年度末等の市区町村窓口業務の繁忙期において、システムへの業務処理が集中し窓口業務に影響を及ぼさないようにするため、システム監視強化を行うとともに、総務省と連携して、マイナンバーカードの交付前設定業務等の非対面業務を、窓口業務のピーク時間外に実施してもらうよう、市町村に依頼するなど、安定的なシステム運用に向けた対応を行った。 		
○迅速なマイナンバーカードの発行を行うため、申請受付から市区町村へのカードの発送を、原則として遅くとも14日以内に実施できるようにするとともに、更なる短縮についても検討を行うこと。	○迅速なマイナンバーカードの発行を行うため、申請受付から市区町村へのカードの発送について、令和3年度中に、1日当たり最大16万件的申請に対し、原則として遅くとも14日以内に実施できる	○迅速なマイナンバーカードの発行を行うため、原則として遅くとも14日以内に実施している申請受付から市区町村へのカードの発送期間について、特に速やかな交付が必要となる新生児、紛失等	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 1日当たり最大16万件的の申請に対するマイナンバーカードの申請受付から市区町村へのカード発送までに要した日数(最大日数・平均日数) <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカ 	<p><主要な業務実績></p> <p>[定量的指標の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1日当たり最大16万件的の申請に対するマイナンバーカードの申請受付から市区町村へのカード発送までに要した最大日数:13日(年末年始、DC移転に伴うシステム移行作業の影響を除く)【計画:14日以内】 1日当たり最大16万件的の申請に対するマイナンバーカードの申請受付から市区町村へのカード発送までに要した平均日数:9.7日 <p>[定量的指標以外の実績]</p>	左記のとおり、設定された定量的指標を達成するとともに、年度計画を着実に達成していることを評価。	

		ようにするための体制整備を行う。また、更なる短縮についても検討を行う。	による再交付、海外からの転入者等を対象として、更なる短縮を検討する。	ードの申請受付から市区町村へのカード発送までに要した日数の更なる短縮に向けた検討が適切に行われているか。	・新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者等を対象に、1週間以内（最短5日）でカードを取得することができる仕組みの構築を進めた。		
○住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクについて、国の支援の下、原則として年間応答率95%以上の確保を目指すとともに、マイナンバーカードの発行枚数の増加や利用拡大等に伴う需要の増加に対応できるよう、業務の効率化やサービスの向上を図る取組を進めること。	○住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクについて、国の支援の下、原則として年間応答率95%以上の確保を目指すとともに、マイナンバーカードの発行枚数の増加や利用拡大等に伴う需要の増加に対応できるよう、マイナンバーカード紛失時等に一時利用停止を受け付ける業務を災害時でも継続するために2拠点化することを含め必要な体制強化を行う等、業務の効率化やサービスの向上を図る取組を進める。	○住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクについて、国の支援の下、オペレータの増員等により運用体制を引き続き強化し、原則として年間応答率95%以上の確保を目指す。また、移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載に伴い、スマートフォン紛失時等に一時利用停止を受け付ける業務をコールセンターで新たに実施するなどの必要な体制強化を行う。さらに、AI技術等を活用し業務の効率化やサービスの向上	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクの年間応答率。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクの業務の効率化やサービスの向上を図る取組が進められているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>[定量的指標の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民向けコールセンター年間応答率：99.5%【計画：95%以上】 ・地方公共団体向けヘルプデスクの年間応答率：98.7%【計画：95%以上】 <p>[定量的指標以外の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載に伴い、スマートフォン紛失時等に一時利用停止を受け付ける業務をコールセンターで新たに実施する体制を構築した。 ・時機に応じたFAQの見直しや問合せ記録の情報共有等のコールセンターとヘルプデスクの相互の連携強化など、サービス強化の取組を実施した。 	左記のとおり、設定された定量的指標を達成するとともに、年度計画を着実に達成していることを評価。		

			を図る取組を 引き続き進め る。				
--	--	--	------------------------	--	--	--	--

3. その他参考情報
特になし

1-1-4-1 年度評価 項目別評価調書（業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-2	次期のマイナンバーカード関連システムの構築等				
業務に関連する政策・施策	-		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	番号利用法第16条の2	
人員に関する情報 (従事人員数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	76人	83人	94人		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
					(詳細は、下記の主な業務実績及び令和5年度事業報告第3章三・四)	<評価と根拠> 評価：B 根拠：以下のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> -	評価 B <評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
	○セキュリティのより一層の強化及び災害時等におけるバックアップ体制の充実等による業務継続性の確保、更なる安定稼働を図る観点から、令和5年度中に次期のマイナンバーカード関連システムを構築すること。	○ほぼ全国民がマイナンバーカードを利用することを前提に、セキュリティのより一層の強化及び災害時等におけるバックアップ体制の充実等による業務継続性の確保、更なる安定稼働を図る観点から、令和5年度中に次期のマイナンバーカード関連システムを構築する。 その際、大規模災害時やシ	○ほぼ全国民がマイナンバーカードを利用することを前提に、セキュリティのより一層の強化及び災害時等におけるバックアップ体制の充実等による業務継続性の確保、更なる安定稼働を図る観点から、大規模災害時やシステム障害時でも業務が継続できるようバックアップセンターを構築するとともに、公的個人認証サービスにつ	<評価の視点> ・令和5年度中の次期マイナンバーカード関連システムの構築に向けた検討が適切に進められているか。	<主要な業務実績> ・大規模災害時やシステム障害時でも業務が継続できるよう、カード管理システムについて、バックアップセンターの構築を進めた。また、公的個人認証サービスについて、バックアップセンターを構築するとともに、有効性確認機能の2センター化について、構築を進めた。	左記のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	<p>○マイナンバーカード関連システムについて、政府において具体化される「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」を踏まえ、必要なシステム構築等の検討を行うこと。</p>	<p>システム障害時でも業務が継続できるよう2センター化することや、拡張性に優れたシステムを効率的に構築できるようクラウド技術を活用すること等を検討する。</p> <p>○マイナンバーカード関連システムについて、政府において具体化される「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」を踏まえ、必要なシステム構築等の検討を行う。</p>	<p>性確認機能の2センター化を図ることや、急速な業務量の増加に対応し拡張性に優れたシステムを効率的に構築できるようクラウド技術を活用することにより、次期のマイナンバーカード関連システムを構築する。</p> <p>○マイナンバーカード関連システムについて、政府において具体化される「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」を踏まえ、必要なシステム構築等の検討を行う。</p>	<p>・政府において検討が進められた「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」を踏まえ必要なシステム構築等の検討がなされているか。</p>	<p>・政府において検討が進められている「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」の検討について、「トータルデザイン実現に向けた自治体タスクフォース」にオブザーバーとして検討に参加した（令和5年度、「トータルデザイン実現に向けた自治体タスクフォース」の開催はなかった。）。</p>		

3. その他参考情報
特になし

1-1-4-1 年度評価 項目別評価調書（業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-3	マイナンバーカード及び電子証明書の円滑な更新				
業務に関連する政策・施策	重点計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第29条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」）第3条・第22条	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	76人	83人	94人		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（詳細は、下記の主な業務実績及び令和5年度事業報告第3章三・四）	<評価と根拠> 評価：B 根拠：以下のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> —	評価 B <評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。
	○マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限が到来する住民に対する有効期限通知書について、国民にとってその内容が分かりやすいものとなるよう工夫し、円滑な作成・発行に努める。	○マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限が到来する住民に対する有効期限通知書について、国民にとってその内容が分かりやすいものとなるよう、更新対象（マイナンバーカード又は電子証明書）を明確にした通	○マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限が到来する住民に対する有効期限の通知について、内容が分かりやすい通知書及びパンフレットの送付に努め、引き続き、有効期限通知書の円滑な作成・発行に努める。	<評価の視点> ・有効期限通知書について国民にとってその内容が分かりやすいものとなるような工夫が行われたか。 ・有効期限通知書が円滑に作成・発行されているか。	<主要な業務実績> マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限到来から約3か月前には有効期限通知書を円滑に作成・発行した。また、顔認証マイナンバーカードの導入に合わせて、有効期限通知書等の様式及びパンフレットの更新を実施した。	左記のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	知書及びパンフレットを送付する等の工夫を行い、円滑な作成・発行に努める。						
○必要なデータの作成や発行状況等を管理するためのシステムの安全かつ安定的な運営を実施すること。	○必要なデータの作成や発行状況等を管理するためのシステムについて、予防保守の強化や障害発生時のレジリエンス（障害復旧力）の強化、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した情報セキュリティ対策等を行うことにより、安全かつ安定的な運営を実施する。	○必要なデータの作成や発行状況等を管理するためのシステムについて、運用監視を通じた予防保守の強化や訓練の継続的な実施による障害発生時のレジリエンス（障害復旧力）の強化、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に準拠した情報セキュリティ対策等を行うことにより、安全かつ安定的な運営を実施する。	<p><評価の視点></p> <p>・有効期限通知書の作成や発行状況等を管理するためのシステムが安全かつ安定的に運営されているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>有効期限通知書の作成や発行状況等を管理するためのシステムは、データベースアクセス状況の確認やレスポンスタイムの解析などによる運用監視を通じた予防保守の強化や訓練の継続的な実施による障害発生時のレジリエンス（障害復旧力）の強化、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した情報セキュリティ対策を網羅的に講じるとともに、その準拠性を確認するための外部監査を実施しており、システムが安全かつ安定的に運営された。</p>	左記のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
○電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じて必要な対応を行うこと。	○電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じて、ヘルプデスクの体制を確保するなど、必要な対応を行う。	○電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じて、システム導入時の支援を行うなど、必要な対応を行う。	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じてヘルプデスクの体制の確保等の必要な対応がなされているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>令和5年9月～令和6年3月までに郵便局に電子証明書の発行・更新等の委託を開始した9団体に、機構から提供したチェックシートを用いて、郵便局に対する内部監査を実施していただくとともに、一部の郵便局については、機構が現地視察を行い、適切に業務が行われていることを確認した。</p>	左記のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。	
○令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加を踏まえ、必要な体制の検討・整備を行うこと。	○令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加を踏まえ、システムの処理能力の確保等必要な体制の検討・整備を行う。	○令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加を踏まえ、システムの処理能力の確保等のために必要な機器の調達及びシステム構築等を行う。	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加が適切に見込まれているか。また、処理件数の増加の見込みに対して、必要な体制の検討が適切に行われているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加を見込み、業務量予測を行うとともに、システムの処理能力の確保等を検討した。具体的には、令和2年から3年にかけてのマイナンバーカードの大量発行や令和4年頃からのマイナポイント事業に伴うマイナンバーカードの大量発行に伴い、令和8年1月以降、有効期限到来件数の大幅な増加が見込まれるため、電子証明書の窓口処理件数の増加及びスマートフォン向け電子証明書の発行・失効件数の増加に伴うシステム負荷を考慮し、必要なシステムの検討を行った。</p>	左記のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。	

3. その他参考情報
特になし

1-1-4-1 年度評価 項目別評価調書（業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-4	コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定				
業務に関連する政策・施策	デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）別添1「国・地方デジタル化指針」	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第65条第1項第4号		
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	11人	7人	9人		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	
					（詳細は、主要な業務実績及び令和5年度事業報告第3章四）	<評定と根拠> 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> —	評定	B
							<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
	○顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定を可能にするため、コンビニエンスストア事業者の理解を得つつ、速やかに必要なシステム改修・体制整備等を実施すること。 ○運用開始後は、コンビニエンスストアでの	○顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定を可能にするため、コンビニエンスストア事業者の理解を得つつ、速やかに顔認証により申込ができるスマートフォンアプリの開発、コンビニエンスストアの端末で手続きができ	○顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定について、引き続き、コンビニエンスストア事業者等と連携し、業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、UI/UXを向上させるためのシステム改修・体制整備等の検討を行う	<評価の視点> ・顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定について、コンビニエンスストア事業者と連携し、業務の安定的かつ円滑な執行がなされたか。 ・運用開始後の執行が安定的かつ円滑に行われているか。必要に応じたシステム改修、体制整備等が行われているか。	<主要な業務実績> ・新たに、コンビニエンスストアでの利用者証明用電子証明書の暗証番号初期化・再設定について、システム構築を行った。 ・顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの署名用電子証明書の暗証番号初期化・再設定について、コンビニエンスストア事業者と連携し、業務の安定的かつ円滑な執行に努めたことにより、令和5年度については、約22万件の利用実績があった。 ・システム改修・体制整備等の検討については、利用者の声を踏まえ、UI・UXを向上させるためのシステム改修を行った。	左記のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
電子証明書の暗証番号初期化・再設定に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じ、システム改修・体制整備等の検討を行うこと。	る仕組みの構築等、必要なシステム開発・体制整備を実施する。 ○また、運用開始後は、コンビニエンスストア事業者と連携し、コンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じ、システム改修・体制整備等の検討を行う。	ほか、サービスを提供する事業者の更なる拡大を図る。					

3. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-5	公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供				
業務に関連する政策・施策	重点計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		公的個人認証法第18条第3項	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	21人	33人	37人		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	
				（詳細は、下記の主な業務実績及び令和5年度事業報告第3章四）	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：「公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供」については、法令上、令和5年5月までにサービス開始をすることが必要とされていたが、同時期に「移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載」及び「公的個人認証システムのデータセンター移行」についても実施する必要があったことから、複数のリリース案件が同時並行で進められ、困難度が高いものであった。</p> <p>また、システム移行・リリースにあたって、ゴールデンウィーク期間中の9日間（4月29日～5月7日）にわたりJPKIのシステムを停止させており、移行等が失敗すれば、連休明けからの市区町村のカード関連業務に重大な影響を与える恐れがあり、困難度が高いものであった。</p> <p>こうした困難な状況において、事前にリハーサルを重ねる等綿密な準備を行ったことにより、予定されていたすべての案件についてリリースを行うことができ、また、サービス開始後においても、システム改修に起因したトラブルを生じさせることがなかった。</p> <p>以上より、困難度が高い目標・計画を達成しているものと認められるため、A評価とした。</p>		評定	A
								<p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供」については、法令上、令和5年5月までにサービス開始をすることが必要とされているところ、同時期に「移動端末設備用電子証明書のスマートフォン搭載」及び「JPKIシステムのデータセンター移行」についても実施する必要があったことから、複数のリリース案件が同時並行で進められ、困難度が高いものであった。 ・また、システム移行・リリースにあたって、ゴールデンウィーク期間中の9日間（4月29日～5月7日）にわたりJPKIのシステムを停止させており、移行等が失敗すれば、連休明けからの市区町村のカード関連業務に重大な影響を与える恐れがあり、困

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
					<p><課題と対応></p> <p>—</p>	<p>難度が高いものであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> こうした困難な状況において、事前にリハーサルを重ねる等綿密な準備を行ったことにより、予定されていたすべての案件についてリリースを行うことができ、また、サービス開始後においても、システム改修に起因したトラブルを生じさせることがなかった。 以上より、所期の目標を上回る成果が得られたと認められるため、A評価とする。 	
<p>○令和4年度中に本人同意に基づく基本4情報等の提供を開始するため、関係省庁等と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム改修・体制整備等を実施すること。</p>	<p>○令和4年度中に本人同意に基づく基本4情報等の提供を開始するため、関係省庁等と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、本人同意情報等を管理する仕組みや署名検証者に最新の基本4情報を提供する仕組みの構築等、必要なシステム改修・体制整備等を実施する。</p>	<p>○令和5年5月までに、関係省庁等と調整を行い、本人同意情報等を管理する仕組みや署名検証者に最新の基本4情報を提供するシステムの運用準備等を実施することにより、本人同意に基づく基本4情報等の提供を開始する。</p> <p>○運用開始後は、署名検証者からの届出等の処理、署名検証</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年5月に本人同意に基づく基本4情報等の提供を開始するためのシステム構築等が実施されているか。 運用開始後の執行が安定的かつ円滑に行われているか。必要に応じたシステム 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年5月に、本人同意情報等を管理する仕組みや署名検証者に最新の基本4情報を提供するシステムの運用準備等を実施することにより、本人同意に基づく基本4情報等の提供を開始した。 運用開始後は、署名検証者からの届出等の処理、署名検証者への技術的支援等を適切に行い、業務の安定的かつ円滑な執行に努めた。 	<p>左記のとおり、困難度が高い目標・計画を達成していることを評価。</p>		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
		者への技術的支援、基本4情報等の提供等を適切に行うことにより、業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行う。	改修、体制整備等が行われているか。				

3. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-6	移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載				
業務に関連する政策・施策	重点計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		公的個人認証法第16条の2・第35条の2	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	21人	33人	37人		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				（詳細は、下記の主な業務実績及び令和5年度事業報告第3章四）	<評定と根拠> 評定：A 根拠：「移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載」については、法令上、令和5年5月までにサービス開始をすることが必要とされていたが、同時期に「公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供」及び「公的個人認証システムのデータセンター移行」についても実施する必要があったことから、複数のリリース案件が同時並行で進められ、困難度が高いものであった。 また、システム移行・リリースにあたって、ゴールデンウィーク期間中の9日間（4月29日～5月7日）にわたりJPKIのシステムを停止させており、移行等が失敗すれば、連休明けからの市区町村のカード関連業務に重大な影響を与える恐れがあり、困難度が高いものであった。 こうした困難な状況において、事前にリハーサルを重ねる等綿密な準備を行ったことにより、予定されていたすべての案件についてリリースを行うことができ、また、サービス開始後においても、システム改修に起因したトラブルを生じさせることがなかった。 以上より、困難度が高い目標・計画を達成しているものと認められるため、A評価とした。	評定 A <評定に至った理由> ・法令上、令和5年5月までにサービス開始をすることが必要とされているところ、同時期に「公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供」及び「JPKIシステムのデータセンター移行」についても実施する必要があったことから、複数のリリース案件が同時並行で進められ、困難度が高いものであった。 ・また、システム移行・リリースにあたって、ゴールデンウィーク期間中の9日間（4月29日～5月7日）にわたりJPKIのシステムを停止させており、移行等が失敗すれば、連休明けからの市区町村のカード関連業務に重大な影響を与える恐れがあり、困難度が高いものであった。 ・こうした困難な状況において、事前にリハーサルを

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
					<p><課題と対応></p> <p>—</p>	<p>重ねる等綿密な準備を行ったことにより、予定されていたすべての案件についてリリースを行うことができ、また、サービス開始後においても、システム改修に起因したトラブルを生じさせることがなかった。・運用開始後は、移動端末設備用電子証明書の発行や、コールセンターにおける利用者からの問合せ対応等を適切に行い、業務の安定的かつ円滑な執行に努めている。</p> <p>・また、現在はデジタル重点計画に基づき、関係省庁等と調整の上、令和7年春のiOS端末への搭載の実現に向けた準備を進めている。</p> <p>・以上より、所期の目標を上回る成果が得られたと認められるため、A評価とする。</p>
<p>○令和4年度中に、整備法による公的個人認証法の改正により創設された移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書（以下「移動端末設備用電子証明書」とい</p>	<p>○令和4年度中に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による公的個人認証法の改正により創設された移動端末設備用署名用電子証明書及び移動</p>	<p>○令和5年5月までに、関係省庁等と調整の上、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証</p>	<p><評価の視点></p> <p>・令和5年5月に、移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載が実現されるためのシステム構築等が実施されているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>・令和5年5月に、移動端末設備用電子証明書の発行・失効を行うシステムの運用準備等を実施することにより、移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載を実現した。</p>	<p>左記のとおり、困難度が高い目標・計画を達成していることを評価。</p>	<p><留意事項></p> <p>移動端末設備用電子証明書の普及に伴い、その利活用に係る国民のリテラシー向上の課題への対処方策も検討していく必要がある。</p>

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	う。)のスマートフォンへの搭載が実現されるよう、関係省庁等と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。	端末設備用利用者証明用電子証明書(以下「移動端末設備用電子証明書」という。)のスマートフォンへの搭載が実現されるよう、関係省庁等と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、移動端末設備用電子証明書の発行・失効を行う仕組みの構築等、必要なシステム改修・体制整備等を実施する。	業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)の改正により創設された移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書(以下「移動端末設備用電子証明書」という。)の発行・失効を行うシステムの運用準備等を実施することにより、移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載を実現する。 ○運用開始後は移動端末設備用電子証明書の発行や、コールセンターにおける利用者からの問合せ対応等を適切に行い、業務の安定的かつ円滑な執行に努	・運用開始後の執行が安定的かつ円滑に行われているか。必要に応じたシステム改修、体制整備等が行われているか。	・運用開始後は、移動端末設備用電子証明書の発行や、コールセンターにおける利用者からの問合せ対応等を適切に行い、業務の安定的かつ円滑な執行に努めた。 ・デジタル重点計画に基づき、関係省庁等と調整の上、iOS 端末への搭載の実現に向けた検討を進めた。		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行う。				

3. その他参考情報

特になし

1-1-4-1 年度評価 項目別評定調書（業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-7	国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用				
業務に関連する政策・施策	重点計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		番号利用法第16条の2	
人員に関する情報 (従事人員数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	7人	67人	74人		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	
					(詳細は、下記の主な業務実績及び令和5年度事業報告第3章一・三・四)	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。</p> <p><課題と対応> —</p>	評定	B
							<p><評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	
	○令和6年度中に国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるようにするため、関係省庁と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。	○令和6年度中に国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるようにするため、関係省庁と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、マイナンバーカードの継続利用に当たり、本人確認に用いる附票連携システムの構築等、必要なシステ	○令和6年度中に国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるようにするため、関係省庁と調整の上、マイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用に当たり、本人確認に用いる附票連携システム等の開発やテスト等を進めるとともに、市区町村において、附	<評価の視点> ・令和6年度中に国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるためのシステム構築等が実施されているか。	<主要な業務実績> ・令和6年度中に国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるようにするために、附票連携システム及び住民基本台帳ネットワークシステム等の関連システムの改修を実施した。 ・市区町村において、附票本人確認情報の登録や業務アプリケーションの適用等が行われるよう、必要な支援等を実施した。	左記のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	ム開発・体制整備等を実施する。	<p>票本人確認情報の登録や業務アプリケーションの適用等が行われるよう、必要な支援等を実施する。</p> <p>○今後の在外公館における端末を用いたマイナンバーカード関連業務の実施に当たり、関係省庁の検討結果を踏まえ、必要なシステム設計等を実施する。</p>		<p>・在外公館における端末を用いたマイナンバーカード関連業務の実施に当たり、システム改修による実現方針やスケジュール等について検討を実施した。</p>			

3. その他参考情報
特になし

1-1-4-1 年度評価 項目別評定調書（業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-8	運転免許証とマイナンバーカードの一体化				
業務に関連する政策・施策	重点計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		番号利用法第16条の2	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	57人	58人	59人		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	
					（詳細は、下記の主な業務実績及び令和5年度事業報告第3章三）	<評定と根拠> 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> —	評定	B
							<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
	○令和6年度中に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。	○令和6年度中に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、必要なシステム構築・体制整備等を実施する。	○令和6年度中に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するため、関係省庁と調整の上、必要なシステム設計等を実施する。	<評価の視点> ・令和6年度中に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するためのシステム構築等が実施されているか。	<主要な業務実績> 令和6年度中に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するため、関係省庁と調整の上、申請受付・発行システム等の改修及び機器調達等の準備を進めた。	左記のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。		

3. その他参考情報	
特になし	

1-1-4-1 年度評価 項目別評価調書（業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-9	在留カードとマイナンバーカードの一体化				
業務に関連する政策・施策	重点計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		—	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	57人	67人	74人		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価	評定		
					（詳細は、下記の主な業務実績及び令和5年度事業報告第3章三）	<評定と根拠> 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> —	評定	B	
							<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		
	○令和7年度中に在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。	○令和7年度中に在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、必要なシステム構築・体制整備等を実施する。	○令和7年度中に在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するため、関係省庁と、今後の取組について検討を行う。	<評価の視点> ・令和7年度中に在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するためのシステム構築等が実施されているか。	<主要な業務実績> 令和7年度中に在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するため、関係省庁と、システム改修による実現方針やスケジュール等について検討を行った。	左記のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。			

3. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-10	住民の利便性の向上につながるアプリケーションの開発等				
業務に関連する政策・施策	-		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	-	
人員に関する情報 (従事人員数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	11人	11人	24人		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評 定	
				(詳細は、下記の主な業務実績及び令和5年度事業報告第3章四・七)	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：令和5年度は、マイナンバーカードと保険証の一体化を進め、令和6年12月に保険証の廃止を目指すこととされたことから、マイナンバーカードを希望するすべての国民に行き渡るよう、マイナンバーカードの取得に課題がある方への環境整備が必要な状況であった。 こうした状況において、顔認証機能に絞った顔認証マイナンバーカードを作成するためのアプリの開発を短期間で行い、市区町村に配布を行った。 また、令和5年5月に電子証明書のスマートフォン搭載が実現されたことから、多くの住民にスマートフォン用電子証明書を活用していただくよう、スマートフォン用電子証明書で利用可能なサービスの拡大が必要な状況であった。 こうした状況において、コンビニ交付サービスについて、電子証明書を搭載したスマートフォンを利用する方式の開発を短期間で行い、サービスを開始した。 この他、地方公共団体からの要望を受け、コンビニエンスストアでの利用者用電子証明書の暗証番号初期化・再設定のサービスを提供することが国において決定されたことから、機構においてシステムの開発を進めた。</p>	<p><評定に至った理由> ・通常のマイナンバーカードを、暗証番号の設定・管理に不安のある方向けの顔認証マイナンバーカードとするためのアプリ開発を短期間で行い、円滑に全市区町村に配布した。 ・令和5年5月に運用開始した移動端末設備用電子証明書のスマートフォン搭載を踏まえ、コンビニ等のキオスク端末で移動端末設備用電子証明書を利用できるよう、アプリの開発を短期間で行った。 ・市区町村が窓口サービス等で公的個人認証サービスの利用者証明用電子証明書の有効性確認を簡便に行える地方認証プラットフォームについて、従来のOCSP方式に加えて、利便性の向上を図るために、CRL(失効リスト)方式による失効確認機能を提供することにより、一括処理</p>	A	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
					<p>以上より、外部要因に対して自主的な努力を行っているため、A評価とした。</p> <p><課題と対応> —</p>	<p>で有効性確認を行うためのシステムを構築し、サービスを開始している。</p> <p>・以上より、所期の目標を上回る成果が得られたと認められるため、A評価とする。</p>	
<p>○関係機関と連携しつつ、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションの調査研究や開発等を国の専門人材による参画・助言を含む国の支援の下で行うこと。</p>	<p>○関係機関と連携しつつ、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションの調査研究や開発等を国の専門人材による参画・助言を含む国の支援の下で行う。</p>	<p>○関係機関と連携しつつ、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションとして、国の支援の下で、全国の市区町村がマイナンバーカードアプリケーション搭載システムを利用しやすいように、全国で共通のカードアプリケーションを搭載できる環境を構築することで、マイナンバーカードの独自利用のための利便性の向上を図るとともに、コンビニエンスストア等の</p>	<p><評価の視点></p> <p>・マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションについて適切に検討がなされているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>・国の支援の下で、全国の市区町村がマイナンバーカードアプリケーション搭載システムを利用しやすいように、マイナンバーカードの独自利用のための利便性の向上を図るため、全国で共通のカードアプリケーションを搭載できる環境の構築に着手するとともに、市区町村の窓口業務の負担を軽減するために、コンビニエンスストア等のキオスク端末でも当該アプリケーションの搭載を可能とするシステムの構築を進めた。</p>	<p>左記のとおり、年度計画を達成するとともに、外部要因に対して自主的な努力を行っている点と認められる点を評価。</p>	<p><留意事項></p> <p>地方認証プラットフォームへ従前の方式に加え、CRL方式を追加して提供するに当たっては、システムに過度な負荷がかからないよう、現場での運用方法等に留意する必要がある。</p>	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
		<p>キオスク端末でも当該アプリケーションの搭載を可能とし、市区町村の負担軽減を図る。</p> <p>○市区町村が窓口サービス等で公的個人認証サービスの利用者証明用電子証明書の有効性確認を簡便に行える地方認証プラットフォームについて、従来の OCSP 方式に加えて、CRL (失効リスト) 方式による失効確認機能を提供することにより、一括処理で有効性確認を行うなど、自治体の利用シーンに合わせた対応の実現を図る。</p>		<p>・国の支援の下で、市区町村が窓口サービス等で公的個人認証サービスの利用者証明用電子証明書の有効性確認を簡便に行える地方認証プラットフォームについて、従来の OCSP 方式に加えて、利便性の向上を図るために、CRL (失効リスト) 方式による失効確認機能を提供することにより、一括処理で有効性確認を行うためのシステムを構築し、サービスを開始した。</p> <p>・マイナンバーカードのパスワードの取り扱いに不安をもつ住民向けに、マイナンバーカードに登録された4桁のパスワードをロックし、顔認証機能に絞った顔認証マイナンバーカードを作成するためのアプリを開発し、市区町村に配布した(利</p>		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				用実績約 1.6 万件)。 ・コンビニ交付サービスについて、従来のマイナンバーカードを利用する方式に加え電子証明書を搭載したスマートフォンを利用する方式の開発を行い、令和 5 年 12 月より東京都内で、令和 6 年 1 月より全国のローソン、ファミリーマートでサービスを開始した。 ・新たに、コンビニエンスストアでの利用者証明用電子証明書の暗証番号初期化・再設定について、システム構築を行った。		

3. その他参考情報
特になし

1-1-4-1 年度評価 項目別評定調書（業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-11	次期マイナンバーカード仕様の設計の検討				
業務に関連する政策・施策	-		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	-	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	57人	60人	63人		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	
					（詳細は、下記の主な業務実績及び令和5年度事業報告第3章三）	<評定と根拠> 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> -	評定	B
							<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
	○次期マイナンバーカード仕様の設計について、カード機能の高度化を図る観点から、関係省庁の検討状況を踏まえ、マイナンバーカードの発行者の立場において必要な技術的検討を行うこと。	○次期マイナンバーカード仕様の設計について、カード機能の高度化を図る観点から、関係省庁の検討状況を踏まえ、マイナンバーカードの発行者の立場において必要な技術的検討を行う。	○次期マイナンバーカードについて、関係省庁と連携しつつ、マイナンバーカードの発行者の立場において技術の進化等を踏まえ、新たな暗号アルゴリズムへの対応を含めた技術的課題の検討を行う。	<評価の視点> ・次期マイナンバーカード仕様の設計について、マイナンバーカードの発行者の立場において必要な技術的検討が適切に行われているか。	<主要な業務実績> 次期マイナンバーカードについて、関係省庁と連携しつつ、マイナンバーカードの発行者の立場から、国の「次期個人番号カードタスクフォース」、「次期個人番号カードタスクフォース技術検討ワーキンググループ」に参加し、積極的に議論へ参画するとともに、中間とりまとめ及び最終とりまとめの作成に寄与した。	左記のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。	<留意事項> 仕様の検討や開発において、導入後に安定して使用できるよう、十分なテスト期間を設け、限られたリソースの中での対応方策を検討することも重要。	

3. その他参考情報	
特になし	

1-1-4-2 年度評価 項目別評価調書（マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II-1	効率的・効果的な組織体制の構築

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					(詳細は、下記の主な業務実績及び令和5年度事業報告第1章四)	<p><評価と根拠> 評価：B 根拠：以下のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。</p> <p><課題と対応> —</p>	<p>評 定 B</p> <p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>
	○マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、各部門の連携を強化するとともに、業務の合理化・効率化を図り、機動的な人員の配置を行うこと。	○マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、マイナンバーカードと公的個人認証サービスの運用部門の一体化等、機構の各部門の連携を強化するとともに、オンライン会議の積極的な活用とペーパーレス化の促進等、業務の合理化・効率化を図り、機動的	○マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、運用管理センターによるマイナンバーカードと公的個人認証サービスの運用部門の一体的な運営等、機構の各部門の連携を強化するとともに、オンライン会議の積極的な活用とペーパーレス化の促進等、	<評価の視点> ・マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、業務の合理化・効率化を図り、機動的な人員の配置が行われているか。	<主要な業務実績> ・マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制として構築した個人番号運用管理本部において、マイナンバーカードと公的個人認証サービスの運用部門の一体的な運営等を行い、年始や年度末におけるシステムの安定稼働等に対応した。 ・集合や対面による会議・打合せとオンライン会議や電子メール等を、用途に合わせて適切に組み合わせた業務遂行を行うとともに、電子決裁によるペーパーレス化の促進等、業務の合理化・効率化を図った。 ・業務量の増大に伴い、年間を通じて中途採用を実施し、豊富な業務経験を有する地方公共団体における勤務経験者を採用することなどにより、適宜人員を配置するなどの機動的な人員の配置を行った。	左記のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	的な人員の配置を行う。	業務の合理化・効率化を図り、機動的な人員の配置を行う。					
○マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、過去の障害等の教訓を踏まえ、システム監視の強化と運用の改善が図られる組織体制を構築すること。	○マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、過去の障害等の教訓を踏まえ、業務量の予測を行いシステムの性能向上策を計画的に実行するほか、システム監視の強化と運用の改善が図られる組織体制を構築する。	○マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、過去の障害等の教訓を踏まえ、業務量の予測を行いシステムの性能向上策を計画的に実行するほか、関係機関への連絡体制等の見直しを行うとともに、システム監視結果の分析と性能不足の予兆の把握を通じた予防保守や継続的な運用改善が図られる組織体制を構築する。	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、業務量の予測を行いシステムの性能向上策を計画的に実行しているか。また、システム監視結果の分析と性能不足の予兆の把握を通じた予防保守や継続的な運用改善が図られる組織体制を構築しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、業務量の予測を行いシステムの性能向上策を計画的に実行した。具体的には、令和7年度以降の電子証明書の有効期限到来件数の増加を踏まえたシステムの処理能力の確保等のため、必要な機器の調達及びシステム構築を行うための準備を実施した。 ・個人番号運用管理センターとシステム統括室による連携等により、インシデント等の分析結果を監視や予防保守に反映すること、各センターのシステム全体を通じ、改修等においてテスト等が十分に行われているかをチェックすることなど、システム監視結果の分析と性能不足の予兆の把握を通じた予防保守や継続的な運用改善が図られる組織体制を構築している。 ・システムの安全かつ安定的な運営を行うため、理事長以下の役職員が参加するインシデント報告会を毎月開催し、各センターで起きたインシデントを多角的に共有・分析・議論するなどインシデントから得られた教訓の組織的共有に継続して取り組んだ。 	左記のとおり、設定された定量的指標を達成するとともに、年度計画を着実に達成していることを評価。		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	○災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、危機管理に強い組織体制を構築すること。	○災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、緊急時対応訓練を含め訓練の継続的な実施等により、レジリエンス(障害復旧力)の強化を図る等、危機管理に強い組織体制を構築する。	○災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、具体的な障害の発生を想定した緊急時対応訓練を年2回、障害ごとの対応手順を確認するための訓練を毎月実施するなど、レジリエンス(障害復旧力)の強化を図る等、危機管理に強い組織体制を構築する。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応訓練の実施回数 ・障害ごとの対応手順を確認するための訓練の実施回数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、レジリエンス(障害復旧力)の強化を図る等、危機管理に強い組織体制を構築しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>[定量的指標の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応訓練の実施回数：2回(カード管理システム関係)、3回(公的個人認証システム関係)【計画：2回】 ・障害ごとの対応手順を確認するための訓練の実施回数：12回(カード管理システム関係)、12回(公的個人認証システム関係)【計画：12回】 <p>[定量的指標以外の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、速やかな連絡、感染者及び濃厚接触者等への適切な対応、消毒の速やかな実施等の対応が迅速・的確に行えるよう、対応マニュアルを常に最新化した。 ・障害発生時に早急に復旧できるよう、保守事業者を含めた緊急時対応訓練の年2回の実施、復旧手順の修練のための運用訓練の毎月の実施等により、レジリエンス(障害復旧力)の強化を図る等、危機管理に強い組織体制を構築した。 	左記のとおり、設定された定量的指標を達成するとともに、年度計画を着実に達成していることを評価。	

3. その他参考情報	
特になし	

1-1-4-2 年度評価 項目別評価調書（マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II-2	システム関連経費・調達効率化・合理化

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				(詳細は、下記の主な業務実績及び令和5年度事業報告第1章三)	<評定と根拠> 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> —	評定 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。
○マイナンバーカード関連システムの整備・運用にあたっては、予算要求の段階から、マイナンバーカード関連システムに係る予算が計上されるデジタル庁の知見を得つつ、経費の削減に資する方策を検討し、経費の効率化・合理化を図ること。	○マイナンバーカード関連システムの整備・運用にあたっては、予算要求の段階から、マイナンバーカード関連システムに係る予算が計上されるデジタル庁の知見を得つつ、クラウド化や保守対応の集約など経費の削減に資する方策を検討し、経費の効率化・合理化を図る。	○マイナンバーカード関連システムの整備・運用にあたっては、予算要求の段階から、マイナンバーカード関連システムに係る予算が計上されるデジタル庁の知見を得つつ、クラウド化や保守対応の集約など経費の削減に資する方策を検討し、経費の効率化・合理化を図る。	<評価の視点> ・マイナンバーカード関連システムの整備・運用費の経費の効率化・合理化のための方策が適切に執られているか。	<主要な業務実績> 公的個人認証サービスにおける移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載などマイナンバーカード関連システムの整備・運用にあたっては、予算要求の段階から、マイナンバーカード関連システムに係る予算が計上されるデジタル庁の知見を得つつ、システムにおける経費の削減に資する様々な方策として、移動端末設備用電子証明書について、システム構成等に関する協議を行い、必要な機器構成について検討の上、最大限の経費の効率化・合理化を実施した。	左記のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。	
○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の	<主な定量的指標> ・契約監視委員会の審議案件数及	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ・契約監視委員会の審議案件数：8件（うちマイナンバーカード関係事務に係る審議	左記のとおり、設定された定量的指標を達成するとともに、年度計画を着実に達成していることを評価。	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
透明化及びコストの削減を図るため、役職員で構成する調達改善検討委員会及び外部有識者で構成する契約監視委員会において、定期的に調達の点検及び必要な見直しを行うこと。	透明化及びコストの削減を図るため、役職員で構成する調達改善検討委員会及び外部有識者で構成する契約監視委員会において、定期的に調達の点検及び必要な見直しを行う。	透明化及びコストの削減を図るため、役職員で構成する調達改善検討委員会を随時開催するとともに、外部有識者で構成する契約監視委員会を定期的に開催し、引き続き調達の点検及び必要な見直しを行う。	び開催回数 <評価の視点> ・マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の点検及び必要な見直しが適切に行われているか。	案件数：4件)、開催回数：2回 [定量的指標以外の実績] ・マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の透明化及びコストの削減を図るため、年2回開催した契約監視委員会において、一者応札の改善策等の調達の点検及び必要な見直しを行った。 ・また、年31回開催した調達改善検討委員会において、随意契約等が適切に行われているかを点検した。			
○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に係る契約の透明化を確保する観点から、国や独立行政法人等における取組を参考に、契約実績の公表を行うこと。	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に係る契約の透明化を確保する観点から、国や独立行政法人等における取組を参考に定めた「地方公共団体情報システム機構における契約に係る情報の公表に関する指針」(令和3年3月1日策定)に基づき、契約実績の公表を行う。	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に係る契約の透明化を確保する観点から、国や独立行政法人等における取組を参考に定めた「地方公共団体情報システム機構における契約に係る情報の公表に関する指針」(令和3年3月1日策定)に基づき、契約実績を機構ホームページにおいて毎月公表する。	<主な定量的指標> ・マイナンバーカード関係事務に係る業務に関する契約実績の公表頻度	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ・マイナンバーカード関係事務に係る業務に関する契約実績の公表頻度：毎月末に、前月末までの契約実績を公表【計画：毎月公表】 [定量的指標以外の実績] マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に係る契約の透明化を確保する観点から、契約実績を機構ホームページにおいて毎月公表した。	左記のとおり、設定された定量的指標を達成するとともに、年度計画を着実に達成していることを評価。		

3. その他参考情報

特になし

1-1-4-2 年度評価 項目別評価調書（マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II-3	働き方改革の推進による業務運営の効率化

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				(詳細は、下記の主な業務及び実績令和5年度事業報告第1章四)	<評価と根拠> 評価：B 根拠：以下のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> —	評 定 B <評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。
○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、業務継続性の確保や適正な人事管理に配慮しつつ、国や独立行政法人等における取組を参考に、テレワークやペーパーレスの導入等、職員の働き方改革や業務の電子化を推進し、業務運営の効率化を図ること。	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、業務継続性の確保や適正な人事管理に配慮しつつ、国や独立行政法人等における取組を参考に、テレワークの計画的な実施やオンライン会議の積極的な活用、ペーパーレス化の促進など、職員の働き方改革や業務の電子化を推進し、業務運営の効率化を図る。	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、「新たな日常」を見据え、業務継続性の確保や適正な人事管理に配慮しつつ、国や独立行政法人等における取組を参考に、テレワークの計画的な実施やオンライン会議、チャットツール等の積極的な活用、ペーパーレス化の促進など、職員の働き方改革や業務の電	<評価の視点> ・マイナンバーカード関係事務に関する業務運営の効率化が図られているか。	<主要な業務実績> マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、「新たな日常」を見据え、業務継続性の確保や適正な人事管理に配慮しつつ、各部門において、テレワークを計画的に実施するとともにWEBミーティングの実施やチャットツール等の積極的な活用による職員相互間のコミュニケーション不足を解消、これらの取組によるペーパーレス化の促進など、職員の働き方改革や業務の電子化を推進し、業務運営の効率化を図った。	左記のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			子化を推進し、 業務運営の効 率化を図る。				

3. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 年度評価 項目別評価調書（その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
III-1	人材の育成・確保

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					(詳細は、下記の主な業務実績及び令和5年度事業報告第1章四)	<評価と根拠> 評価：B 根拠：以下のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> —	評 定 B <評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。
	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に取り組む職員の採用・育成の強化を図るため、政府のデジタル人材の確保に関する方針等を踏まえ、デジタル人材の採用や育成、キャリアパスについての基本的な考え方を明確にし、必要な取組を進めるとともに、業務運営の透明性・公平性の確保が図られるよう留意しつつ、高い専門性を有する外部人材・機関	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に取り組む職員の採用・育成の強化を図るため、政府のデジタル人材の確保に関する方針等を踏まえ、デジタル人材の採用や育成、キャリアパスについての基本的な考え方を明確にし、国や地方公共団体など外部機関への職員派遣や人事交流、国の機関と連携した研修を含む職員研修の計画的実施、資格取得の	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に取り組む職員の採用・育成の強化を図るため、必要な人材の採用・確保により、体制を強化するほか、職員がキャリアパスに即し、必要なスキル、経験等を獲得できるよう、国や地方公共団体など外部機関への職員派遣、NICT主催の研修への参加を含む職員研修の計画的実施、資格取得の	<主な定量的指標> ・国や地方公共団体など外部機関への職員派遣数 ・職員研修の延べ参加人数 ・マイナンバーカード関係事務に関連した中途採用人数 <評価の視点> ・必要な人材の採用・確保による体制の強化が図られているか。 ・職員の資格取得の状況 ・高い専門性を有する外部人材・機関の積極的な活用の取組状況。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ・国や地方公共団体など外部機関への職員派遣数：5人 ・職員研修の延べ参加人数：2,023人 ・中途採用人数：30人（うちマイナンバーカード関係事務に関連した中途採用人数：10人） [定量的指標以外の実績] ・中途採用等により、必要な人材の採用・確保による体制を強化するとともに、PMOやコンサルタントの活用等、高い専門性を有する外部人材を積極的に活用した。 ・資格取得奨励制度により、高度情報処理技術者等68資格を対象として、142件の取得があった。	左記のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>の積極的な活用に取り組むこと。</p>	<p>促進等、必要な取組を進めるとともに、業務運営の透明性・公平性の確保が図られるよう留意しつつ、高い専門性を有する外部人材・機関の積極的な活用に取り組む。</p>	<p>促進等、必要な取組を進めるとともに、業務運営の透明性・公平性の確保が図られるよう留意しつつ、高い専門性を有する外部人材・機関の積極的な活用に取り組む。</p> <p>○デジタル庁や総務省等の関係省庁の協力を得つつ、豊富な業務経験を有する地方公共団体における勤務経験者など、多様なスキルや経験を有し、即戦力としてマイナンバーカード関係事務での活躍が期待できる中途採用を通年で実施することや人材派遣会社の活用等に取り組む。</p> <p>○若手職員の積極的な登用等による処遇改善についても検討を進め</p>		<p>・昇格期間の短縮など、能力のある若手職員の積極的な登用を進めた。</p>		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			る。				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

3. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 年度評価 項目別評価調書（その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
III-2	適正な事務処理の確保

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				(詳細は、下記の主な業務)	<評価と根拠> 評価：B 根拠：以下のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> —	評価 B <評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。
○マイナンバーカード関係事務に係る業務の適正かつ確実な実施を確保するため、番号利用法第38条の2第1項の規定により定める機構処理事務管理規程及び公的個人認証法第39条第1項の規定により定める認証事務管理規程に基づき、管理体制の構築、安全管理の実施その他の必要な措置を講じること。	○マイナンバーカード関係事務に係る業務の適正かつ確実な実施を確保するため、番号利用法第38条の2第1項の規定により定める機構処理事務管理規程及び公的個人認証法第39条第1項の規定により定める認証事務管理規程に基づき、機構処理事務及び認証事務の管理体制を構築し、機構処理事務特定個人情報等及び認証業務情報の安全管理	○マイナンバーカード関係事務に係る業務の適正かつ確実な実施を確保するため、番号利用法第38条の2第1項の規定により定める機構処理事務管理規程及び公的個人認証法第39条第1項の規定により定める認証事務管理規程に基づき、機構処理事務及び認証事務の管理体制を構築し、機構処理事務特定個人情報等及び認証業務情報の安全管理	<評価の視点> 機構処理事務管理規程及び認証事務管理規程に基づき管理体制の構築、安全管理の実施その他の必要な措置を講じているか。	<主要な業務実績> ・機構処理事務管理規程及び認証事務管理規程に基づき管理体制の構築、安全管理の実施その他の必要な措置を講じた。 ・機構処理事務特定個人情報等保護委員会を令和5年7月及び令和6年3月に開催し、機構処理事務特定個人情報等の機密性、正確性及び継続性の確保並びに制度面、技術面及び運用面からの障害の予防、早期回復といったセキュリティ対策等の措置内容について報告した。 ・認証業務情報保護委員会を令和5年9月及び令和6年3月に開催し、準拠性監査結果や新たなサービス提供（顔認証マイナンバーカード、コンビニにおける利用者証明用電子証明書の暗証番号初期化・再設定、スマホ用電子証明書によるコンビニ交付、マイナンバーカード・電子証明書の海外継続利用等）における機構の対応状況等について報告した。	左記のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	措置等を適切に講じるとともに、機構処理事務特定個人情報等保護委員会及び認証業務情報保護委員会にその措置内容等について報告する。	措置等を適切に講じるとともに、機構処理事務特定個人情報等保護委員会及び認証業務情報保護委員会にその措置内容等について報告する。					

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

3. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 年度評価 項目別評価調書（その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
III-3	個人情報保護

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					(詳細は、下記の主な業務及び令和5年度事業報告第1章三)	<評価と根拠> 評価：B 根拠：以下のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> —	評 定 B <評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。
	○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び番号利用法に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する個人情報の適正な管理を徹底すること。	○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び地方公共団体情報システム機構個人情報保護規程（令和3年3月31日地情機規程第8号）並びに番号利用法に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する個人情報を適正に管理するため、リスク管理委員会を開催しつつ、PDCAサイクルによる個人情報の管理	○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び地方公共団体情報システム機構個人情報保護規程（令和3年3月31日地情機規程第8号）並びに番号利用法に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する個人情報を適正に管理するため、令和5年度リスク管理活動計画に基づき、リスク管理委員会を開催し	<評価の視点> ・PDCAサイクルによる個人情報の管理態勢の着実な運用と改善が図られているか。	<主要な業務実績> ・令和5年度リスク管理活動計画に基づき、リスク管理委員会を計4回開催し、政府統一基準の改定等に伴う情報セキュリティ対策基準の改正内容や個人情報保護細則等の改正内容の報告等を行った。 ・PDCAサイクルによる個人情報の管理態勢（個人情報保護マネジメントシステム）の着実な運用と改善を図るために、特に教育については、特定個人情報の適正な取扱いや事業者における特定個人情報漏えい等発生時の対応を中心とした個人情報保護に関する全役職員向けのオンライン研修の実施や、個人情報保護法に規定された用語の定義、機構における個人情報保護の取組、個人情報の取扱ルール等の基本的な事項について取りまとめた研修資料の作成・配付を実施した。	左記のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	<p>態勢(個人情報保護マネジメントシステム)の着実な運用と改善を図る。</p> <p>○引き続き、プライバシーマークの付与を受け、JISQ15001に適合した個人情報保護の水準を維持する。</p>	<p>つつ、PDCAサイクルによる個人情報の管理態勢(個人情報保護マネジメントシステム)の着実な運用と改善を図る。</p> <p>○プライバシーマーク付与事業者として、JISQ 15001に適合した個人情報保護の水準を維持する。</p>		<p>・上記のように令和5年度リスク管理活動計画に基づくPDCAサイクルなどにより、個人情報の管理態勢に基づいた個人情報の適切な取扱いを実施することで、プライバシーマーク付与事業者として、JISQ15001に適合した個人情報保護の水準を維持した。</p>			

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

3. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 年度評価 項目別評価調書（その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
III-4	情報セキュリティ対策

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				(詳細は、下記の主な業務及び令和5年度事業報告第1章三)	<評価と根拠> 評価：B 根拠：以下のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> —	評価 B <評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。
○政府の情報セキュリティ対策における基準等やサイバー攻撃の実態等を踏まえ、情報セキュリティ対策に関する方針を策定し、マイナンバーカード関連システムの情報セキュリティの確保を図ること。	○政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改定等を踏まえ、地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ管理規程(平成31年3月29日地情機規程第5号)第12条の規定に基づく地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ対策基準等の見直しを行う。	○政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群の改定等を踏まえ地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ管理規程(平成31年3月29日地情機規程第5号)第12条の規定に基づく地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ対策基準等に基づき、ISMAPへの適合性を確認するなど、クラウドサービスの利用に際して適	<評価の視点> ・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改定等を踏まえた地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ対策基準等の見直しがなされているか。 ・PDCAサイクルによる情報セキュリティの管理態勢の着実な運用と改善が図られているか。 ・情報セキュリティについての外部監査及び内閣サイバーセキュリティセンターによる監査等に対応しているか。	<主要な業務実績> ・地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ対策基準等について、令和5年度の政府統一基準の改定等に伴う改正を実施するとともに、令和5年度の政府統一基準群の改定に係る留意点、IT調達ガイドラインの概要、ISMAP・ISMAP-LIUの概要と仕組みを含む情報セキュリティに関する全役職員向けのオンライン研修を実施した。 ・機構内におけるクラウドサービスの利用に際して、令和5年9月に、NISCによる政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)の利用状況調査に適切に対応。 ・世界情勢を踏まえ、地方公共団体に注意喚起をするとともに、機構内の外部公開サーバのセキュリティ対策の状況やサイバー攻撃に対する耐性の確認、Webアプリケーション診断やペネトレーションテスト等の脆弱性診断等、サイバー攻撃対策の実施等により機構のシステム全体の情報セキュリティを確保した。	左記のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	<p>○マイナンバーカード関連システムの情報セキュリティの確保を図るため、情報セキュリティ委員会を開催しつつ、PDCAサイクルによる情報セキュリティの管理態勢(情報セキュリティマネジメントシステム)の着実な運用と改善を図る。</p> <p>○情報セキュリティについて、外部監査を受けるとともに、内閣サイバーセキュリティセンターによる監査等に対応する。</p>	<p>切な対応を行う。</p> <p>○マイナンバーカード関連システムの情報セキュリティの確保を図るため、令和5年度情報セキュリティ管理活動計画に基づき情報セキュリティ委員会を開催しつつ、PDCAサイクルによる情報セキュリティの管理態勢(情報セキュリティマネジメントシステム)の着実な運用と改善を図る。</p> <p>○情報セキュリティについて、外部監査を受けるとともに、内閣サイバーセキュリティセンターによる監査等に対応する。</p>		<p>・令和5年度情報セキュリティ管理活動計画に基づき情報セキュリティ委員会を計4回開催し、政府統一基準の改定等に伴う情報セキュリティ対策基準の改正内容や機構内におけるクラウドサービスの利用状況に関する調査結果の報告等を行った。</p> <p>・PDCAサイクルによる情報セキュリティの管理態勢の着実な運用と改善のために、各部門内で業務内容に応じた情報セキュリティ対策に関する教育を実施するとともに、情報セキュリティに関する事項について部門ごとに自己点検を行った。</p> <p>・情報セキュリティについての外部監査については令和5年度監査による指摘事項への対応方針を決定するとともに、速やかに対応を開始した。</p> <p>・また、令和5年12月～令和6年1月に、NISCによるフォローアップ監査に適切に対応した。</p>			

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

3. その他参考情報

特になし

1-1-4-2 年度評価 項目別評価調書（その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
III-5	情報公開・情報発信の充実・強化

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
				業務実績	自己評価					
				(詳細は、下記の主な業務及び令和5年度事業報告書第3章十)	<評定と根拠> 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> —	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</td> </tr> </table>	評定	B	<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
評定	B									
<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。										
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の趣旨にのっとり、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する情報の公開について適切な対応を執ること。	○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の趣旨を踏まえて定めた地方公共団体情報システム機構の保有する情報の公開に関する規程（平成29年11月14日地情機規程第22号）に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する情報の公開について適切な対応を執る。	○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の趣旨を踏まえて定めた地方公共団体情報システム機構の保有する情報の公開に関する規程（平成29年11月14日地情機規程第22号）に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する情報の公開について適切な対応を執る。	<評価の視点> ・マイナンバーカード関係事務に係る機構が保有する情報の公開について適切な対応が執られているか。	<主要な業務実績> マイナンバーカード関係事務に係る機構が保有する情報について、14件の情報公開請求を受け、情報公開規程に基づき、開示を行った。	左記のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。					

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
○機構が実施するマイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び成果について、ホームページ等を活用し、国民及び地方公共団体にとって分かりやすい情報発信を実施すること。	○機構が実施するマイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び成果について、ホームページ等を活用し、国民及び地方公共団体にとって分かりやすい情報発信を実施する。	○機構ホームページ等を活用し、国民及び地方公共団体に対し、機構が実施するマイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び成果について、分かりやすい情報発信を実施するほか、マイナンバーカードの利便性の向上に向けた取組についても情報提供を実施する。	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び利便性の向上に向けた取組について、国民及び地方公共団体に対して分かりやすい情報発信を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び利便性の向上に向けた取組について、機構ホームページにおける新着情報の掲載、月2回のメールマガジンの配信、一般書店における販売を含めた月刊誌の発行を行い、国民や地方公共団体の関心が強いと考えられるDX等のテーマの特集の実施、動画サイトの活用による講演の配信等により、国民及び地方公共団体に対して分かりやすい情報発信を行った。 ・特に、コンビニ交付における市区町村の証明発行サーバ等の不具合による証明書の誤交付事案については、国のマイナンバー情報総点検にあわせて、機構としての自主的取組（事業者へのヒアリング等）を進めるとともに、取りまとめた対応策について、国、地方公共団体、ベンチャー事業者の公表情報等とともに一元的に掲載する等の周知を行った。 ・地方自治情報化推進フェアについては、来場者数（7,041人）・出展社数（125企業・団体）が過去最大になるとともに、地方公共団体の先進的な取組事例の紹介や民間事業者のセミナー、有識者や国関係者の講演、デジタル庁等との企画など、参加者のニーズに合わせた幅広いプログラムの提供を行い、地方公共団体等に対して最新の情報を提供した。 	左記のとおり、年度計画を着実に達成していることを評価。		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

3. その他参考情報
特になし